

## 佐賀県告示第 305 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 3 年 8 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称	開設者名称	主たる事務所の所在地	事業所所在地		変更年月日
デイサービス 楽笑倶楽部 鳥栖中央	株式会社プリーズ	鳥栖市萱方町 194-6	旧	鳥栖市田代外町678-3	平成 26 年 10 月 15 日
			新	鳥栖市本通町二丁目878-7 2F	
訪問看護ステーション デューン武雄	株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4-4 アクア堂島東館	旧	武雄市武雄町大字富岡 8525 番地 1 中号	令和元年 12 月 14 日
			新	武雄市武雄町大字富岡 328 番地中号	